

第 30 号議案

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
足立区リサイクルセンター条例（平成 9 年足立区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「までの一」を「までのいずれか」に改める。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とする。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。